



医療関連サービスマーク制度

賠償責任保険の手引き

Renewal
リニューアルしました

制度改定のご案内

平成30年6月1日始期契約より、制度内容を大幅にリニューアルしました。
保険料を据え置いての補償拡大、加入パターンの新設などを行っておりますので、
ご確認ください(改定の概要については、P.5に記載をしております。)。
なお、本制度は団体契約のメリットを活かし、一般でご加入いただくよりも大幅に
お安くご加入いただくことが可能です。
ご加入されていない事業者さまも、この機会に本手引きをご確認のうえ、ご検討
くださいますようお願いします。

(一財)医療関連サービス振興会

幹事引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療関連サービスマークの損害保険制度について

医療関連サービスマーク制度は、良質な医療関連サービスの提供と普及を図り、もつて医療の健全な発展に寄与することを目的とした制度で、一定の認定要件に適合している良質な医療関連サービスに対して「医療関連サービスマーク」を認定するものです。この医療関連サービスマークは、医療機関がサービス提供事業者を選択する際にその基準となるものであり、そのためにはマークに対する社会的な信頼が必要不可欠となります。

このため、(一財) 医療関連サービス振興会では、利用者保護の観点から、またマークに対する社会的信頼の実質的な裏付けとして、認定事業者に加入していただける賠償責任保険の制度を設けております。

事業者各位におかれましては、この保険制度の趣旨を十分にご理解いただき、この保険を適切に利用され、利用者に対するアフターケアに万全を期されるとともに、この制度の発展をご協力をお願い申し上げる次第です。

平成29年12月1日

(一財) 医療関連サービス振興会

(一財) 医療関連サービス振興会

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-11-11 第2フナトビル3階

【加入手続きおよび事故報告】

TEL 03-3238-1862 (受付時間：平日の午前9時30分から

午後5時30分まで)

FAX 03-3238-1865

幹事引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

(有) 医療・介護支援サービス

〒102-0083

東京都千代田区隼町2丁目12番地

藤和半蔵門コーポ203号

TEL 03-3222-1790 (受付時間：平日の午前10時から午後5時まで)

FAX 03-3222-5710

このパンフレットは概要を説明したものです。

詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

目 次

第1章 保険制度

1	保険制度の趣旨	1
2	保険の内容	1
3	保険制度のしくみ	1
4	本保険の対象となるサービス業務は	4
5	改定の内容(平成30年6月1日以降始期契約用)	5

第2章 賠償責任保険の内容

1	契約者	6
2	加入対象者	6
3	被保険者	6
4	保険期間	6
5	保険金をお支払いする主な場合	6
6	保険金をお支払いできない主な場合	8
7	お支払いする保険金の種類	8
8	保険金額および保険料	9
I	在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検	10
II	院内清掃	11
III	医療機関内医療機器保守点検	13
IV	院外滅菌消毒	14
V	院内滅菌消毒	15
VI	寝具類洗濯	17
VII	病院における患者給食	18
VIII	医療用ガス供給設備保守点検	20
IX	患者搬送	21
9	加入手続き	22
10	その他の注意点	23

第3章 保険金の請求手続き

1	事故連絡の方法	24
2	損害の調査	24
3	保険金請求必要書類	25
	※賠償責任保険事故報告書	26

第1章 保険制度

1 | 保険制度の趣旨

この保険は、医療関連サービスマーク制度要綱〔損害賠償の実施の確保〕の規定等に基づき、医療関連サービス業務に関して利用者保護をはかり、サービス事業者への信頼を高めるために創られた保険です。

本保険の対象となるサービスは、医療関連サービスマーク制度に基づき、(一財)医療関連サービス振興会(以下「振興会」といいます。)が認定した事業者(以下「認定事業者」といいます。)が行う業務です。

また、この保険は認定事業者専用の団体保険制度であり、サービスマーク制度および本業務の内容に即した設計になっています。

万一、本業務にかかる事故に関して何らかの賠償責任を負った場合、損害賠償に要する費用は予想のつかない金額にのぼる可能性があります。このような不測の損害に備え、安定した合理的な経営を行うための一助として、この保険制度はなくてはならないものと言えましょう。

2 | 保険の内容

サービスマークの対象業務およびこれに付随して行われる業務の遂行中および終了後、その業務に起因して第三者(医療機関、患者等)の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償金を、保険金支払限度額の範囲内でお支払いします(法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金は保険金のお支払いの対象となりません。)。

被保険者(保険の対象となる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず引受保険会社にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただることになります。

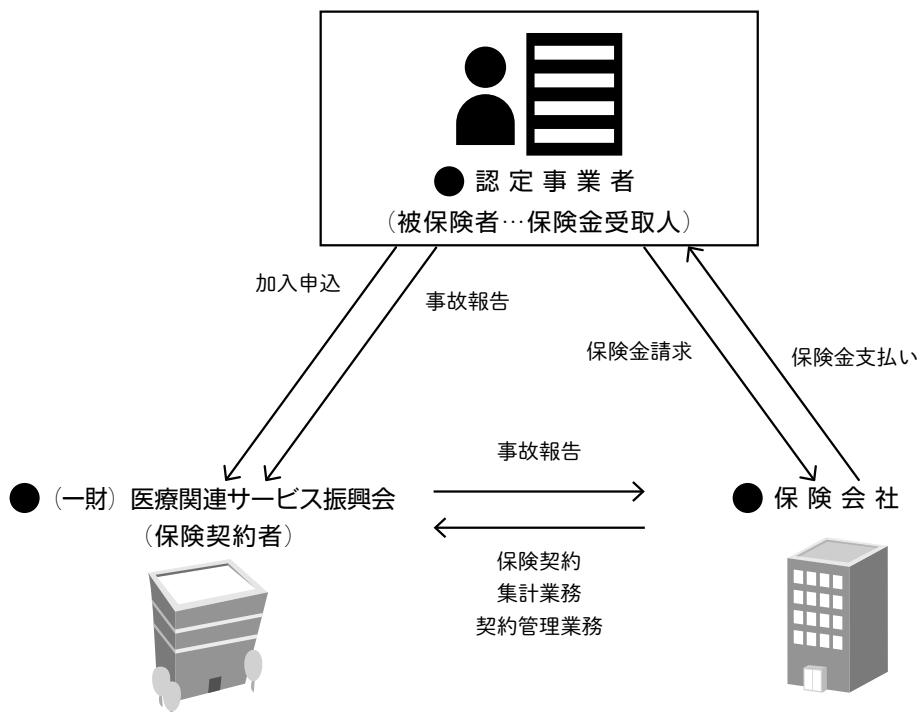
※本保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

3 | 保険制度のしくみ

この保険は、振興会が認定事業者のうち本保険制度への加入を希望する者を取りまとめ、保険契約を保険会社と締結します。

なお、この保険を引受ける保険会社は、複数の保険会社により構成されますが、幹事保険会社が保険会社側の代表として、契約、損害調査、保険金支払などの一切の事務を行います。

保険制度のしくみ



引受保険会社

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）は、他の会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

*非幹事保険会社およびそれぞれの引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者の個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

取扱代理店

(有) 医療・介護支援サービス

〒102-0083

東京都千代田区隼町2丁目12番地 藤和半蔵門コーポ203号

TEL 03-3222-1790 FAX 03-3222-5710

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4 | 本保険の対象となるサービス業務は



以下の9種類の業務について、保険制度を設けています。



I 在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検



II 院内清掃



III 医療機関内医療機器保守点検



IV 院外滅菌消毒



V 院内滅菌消毒



VI 寝具類洗濯



VII 病院における患者給食



VIII 医療用ガス供給設備保守点検



IX 患者搬送

5 | 改定の内容(平成30年6月1日以降始期契約用)



ポイント① 自己負担額の引下げ

保険金をお支払いする際に適用される「自己負担額」は、従来5万円で設定されておりましたが、1万円に引下げを行います。なお、本改定に伴う保険料率の引上げはありません。

ポイント② 補償内容の拡大

以下3項目の補償を新設します。なお、本改定に伴う保険料率の引上げはありません。

人格権侵害 不当な身体の拘束による自由の侵害または口頭、文書などにより人格権を侵害した事故により、法律上の損害賠償責任を被った場合に、1名100万円、1事故・期間中1,000万円を限度に保険金をお支払いします。

事故対応特別費用 補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合に、事故現場の保存費用や担当者の派遣費用など、事故発生時の迅速な初期対応にかかる費用を、保険期間中1,000万円を限度にお支払いします。

被害者対応費用 身体事故が発生し、損害賠償請求がなされた場合もしくはそのおそれを感じた場合に、被害者に対する見舞金や見舞品の購入費用を、被害者1名2万円(死亡の場合10万円)、保険期間中1,000万円を限度にお支払いします。

ポイント③ D型（保険金額5億円プラン）の新設

従前は、受託者賠償以外の保険金額を最高3億円と設定しておりましたが、より高額な保険金額を求める声が多くいたいただいておりました。この度、従来のA～C型に加えて、保険金額5億円のD型を新設します。各業務区分別の保険料率については、本手引きのサービス区分別ページをご参照ください。

ポイント④ 受託者賠償部分の保険金額を拡大するオプションの新設

一部の業務区分については、受託者賠償補償を設定しており、各型共通で100万円の保険金額をご案内しておりました。こちらについても各事業者さまからより高額な保険金額を求める声を多くいただいており、この度、保険金額を500万円もしくは1,000万円に拡大するオプションを新設します。オプションの適用料率については、P.12をご参照ください。

第2章

賠償責任保険の内容

1 契約者

(一財) 医療関連サービス振興会 (以下、振興会)



2 加入対象者

医療関連サービスマーク制度に基づき、契約者が認定した事業者 (以下、認定事業者)



3 被保険者

- ・認定事業者
- ・認定事業者の役員および使用人 (認定事業者の業務に関する場合にかぎります。)



4 保険期間



保険期間は医療関連サービスマークの有効期間と同一です。

新規の認定は認定日から2年間、認定の更新の場合は、業務種類により認定日から2年間または3年間となります。

5 保険金をお支払いする主な場合



サービスマークの対象業務およびこれに付随して行われる業務の遂行中、または終了後、その業務に起因する事故によって法律上の賠償責任 (他人の身体・財物に対する賠償責任) を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、それぞれの業務種類における主な事故例は次のとおりです。

I 在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検

- ・酸素供給装置の取付作業中、患者と接触し、ケガを負わせてしまった。
- ・酸素供給装置に酸素以外のものを混入させてしまい、患者が中毒症状を起こした。

II 院内清掃

- ・清掃業務中、誤って機器をひっくり返し、そばにいた患者さんにケガを負わせてしまった。
- ・床にワックスをこぼし、それを放置しておいたことにより、患者が滑ってケガをした。
(業務時間終了後でも対象)
- ・トイレの清掃中、誤って便器を割ってしまった。



III 医療機関内医療機器保守点検

- ・点検業務のため院内を通行中、誤って患者とぶつかりケガを負わせてしまった。
- ・保守点検時のミスにより業務終了後、機器が過熱し、ベッドのシーツに燃え移った。

IV 院外滅菌消毒・ V 院内滅菌消毒

- ・使用済み医療用機器の回収のため院内を通行中、誤って患者とぶつかりケガを負わせてしまった。
- ・医療用機器の滅菌消毒不良により、患者が伝染病に感染した。
- ・預かった医療用機器を運搬中、落として破損してしまった。

VI 寝具類洗濯

- ・使用済み寝具の回収のため院内を通行中、誤って患者とぶつかりケガを負わせてしまった。
- ・寝具の洗浄不良により、寝具に異物が入っており患者にケガを負わせてしまった。

VII 病院における患者給食

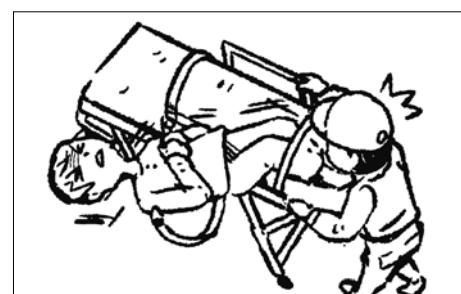
- ・病院に給食を運搬する際、誤って患者とぶつかりケガを負わせてしまった。
- ・患者に提供した食事が原因で食中毒が発生した。
- ・病院から貸与されている配膳車を使用した際、誤って配膳車を横転させ壊してしまった。

VIII 医療用ガス供給設備保守点検

- ・点検業務のため院内を通行中、誤って患者とぶつかりケガを負わせてしまった。
- ・点検時に配管を誤ったため酸素と笑気が混入し、患者が死亡した。

IX 患者搬送

- ・患者を担架に乗せて運搬中、誤って患者を落としケガを負わせた。
- ・患者を院内に搬送中、誤ってストーブを倒し、火事を起こした。



6 | 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が故意に起こした事故
 - 地震・暴動・騒じょうなどの異常災害によって生じた損害
 - 被保険者の従事者が業務に従事中被った身体障害
 - 排気（煙を含みます。）によって生じた損害
 - 扉、戸、窓等から入る雨または雪等によって生じた損害
 - 他人から支給・貸与された物を紛失したことによって生じた損害
 - 被保険者が第三者と書面・口頭で契約、または約束したことにより加重された賠償責任
 - 故意または重大な過失により法令に違反した業務によって生じた損害
 - 院内清掃業者が医療施設外で行う医療廃棄物の収集・運搬または処分に起因して生じた損害
 - 日本国外で発生した事故によって生じた損害
- など

7 | お支払いする保険金の種類

事故のため被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような賠償金や費用損害が保険金お支払いの対象となります。

お支払する保険金	補償内容	
損害賠償金	身体賠償	治療費 休業損失(死亡の場合は本人の得べかりし利益の喪失) 慰謝料
	財物賠償	財物の滅失の場合…………… 滅失時の時価 財物の汚損・き損の場合 … 原状に回復するに要する修理費 修理不能のときは損失時の時価
	人格権侵害	慰謝料 など
争訟費用等	訴訟費用・弁護士報酬・和解費用 など ※損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。	
事故対応特別費用	原因調査費用、事故現場の保存費用や担当者の派遣費用(交通費および宿泊費)、文書作成費用などの事故対応にかかる各種費用 ※社会通念上、妥当な費用にかぎります。	
被害者対応費用	被害者に対する見舞金、見舞品の購入費用 ※社会通念上、妥当な費用にかぎります。	

注：修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった時価額をこえない範囲でお支払いします。

8 | 保険金額および保険料



それぞれの業務種類により、保険金支払いの対象となる範囲、保険金額または保険料が異なります。

(1) 保険金額

事故が発生した場合に支払われる保険金の限度額です。

(2) 保険料

- ・保険料は、年間売上高により計算します。

(注1) 年間売上高とは、直近の会計年度における売上高実績をいいます。

(事業実績が1年未満の場合は別途算出します。)

(注2) 売上高は、サービスマークの対象業務およびこれに付随して行われる業務に係わる売上高とします。

(注3) 直近の会計年度における売上高で保険料を算出（「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式）するため、保険期間終了後の保険料の追徴・返れいは行いません。

保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。

- ・計算にあたっては、1円位を四捨五入して10円単位にします。

それぞれの業務種類により、下記の該当ページをご参照ください。

I	在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検	10ページ
II	院内清掃	11ページ
III	医療機関内医療機器保守点検	13ページ
IV	院外滅菌消毒	14ページ
V	院内滅菌消毒	15ページ
VI	寝具類洗濯	17ページ
VII	病院における患者給食	18ページ
VIII	医療用ガス供給設備保守点検	20ページ
IX	患者搬送	21ページ

I

在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検

(1) 保険金額

補償種類	保険金額				
	A型	B型	C型	D型	
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故➡請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故➡生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間】

(1) 年間売上高5億円以下の事業者

$$0.91 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 16.62 \\ \text{B} \ 22.21 \\ \text{C} \ 26.37 \\ \text{D} \ 30.63 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

(2) 年間売上高5億円超～30億円以下の事業者

$$[0.27 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 32,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 16.62 \\ \text{B} \ 22.21 \\ \text{C} \ 26.37 \\ \text{D} \ 30.63 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

(3) 年間売上高30億円超の事業者

$$[0.14 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 71,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 16.62 \\ \text{B} \ 22.21 \\ \text{C} \ 26.37 \\ \text{D} \ 30.63 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

II

院内清掃

(1) 保険金額

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故や作業の対象物自体に対する事故➡請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故➡生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物に対する事故➡受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間・3年間】

(1) 年間売上高5,000万円以下の事業者

$$\frac{\text{万円}}{1\text{万円}} \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \hline A & 69.84 \ 104.76 \\ B & 85.59 \ 128.40 \\ C & 96.41 \ 144.63 \\ D & 108.41 \ 162.62 \end{array} \right\} = \frac{\text{円}}{(10\text{円単位})}$$

(2) 年間売上高5,000万円超～2億円以下の事業者

$$\left[0.68 \times \frac{\text{万円}}{1\text{万円}} + 1,600 \right] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \hline A & 69.84 \ 104.76 \\ B & 85.59 \ 128.40 \\ C & 96.41 \ 144.63 \\ D & 108.41 \ 162.62 \end{array} \right\} = \frac{\text{円}}{(10\text{円単位})}$$

(3) 年間売上高2億円超～5億円以下の事業者

$$\left[0.38 \times \frac{\text{万円}}{1\text{万円}} + 7,600 \right] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \hline A & 69.84 \ 104.76 \\ B & 85.59 \ 128.40 \\ C & 96.41 \ 144.63 \\ D & 108.41 \ 162.62 \end{array} \right\} = \frac{\text{円}}{(10\text{円単位})}$$

(4) 年間売上高5億円超～10億円以下の事業者

万円	パターン別料率	保険料
$[0.22 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} + 15,600] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{保険期間} & (2\text{年間}) \quad (3\text{年間}) \\ \text{A} & 69.84 \quad 104.76 \\ \text{B} & 85.59 \quad 128.40 \\ \text{C} & 96.41 \quad 144.63 \\ \text{D} & 108.41 \quad 162.62 \end{array} \right\}$	= $\boxed{\quad}$	円 (10円単位)

(5) 年間売上高10億円超～30億円以下の事業者

万円	パターン別料率	保険料
$[0.17 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} + 20,600] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{保険期間} & (2\text{年間}) \quad (3\text{年間}) \\ \text{A} & 69.84 \quad 104.76 \\ \text{B} & 85.59 \quad 128.40 \\ \text{C} & 96.41 \quad 144.63 \\ \text{D} & 108.41 \quad 162.62 \end{array} \right\}$	= $\boxed{\quad}$	円 (10円単位)

(6) 年間売上高30億円超の事業者

万円	パターン別料率	保険料
$[0.09 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} + 44,600] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{保険期間} & (2\text{年間}) \quad (3\text{年間}) \\ \text{A} & 69.84 \quad 104.76 \\ \text{B} & 85.59 \quad 128.40 \\ \text{C} & 96.41 \quad 144.63 \\ \text{D} & 108.41 \quad 162.62 \end{array} \right\}$	= $\boxed{\quad}$	円 (10円単位)

オプション

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となります。オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

なお、本オプションの設定対象は、基本の型で受託者賠償補償が設定されている業務種類（Ⅱ：院内清掃、Ⅳ：院外滅菌消毒、V：院内滅菌消毒、Ⅶ：病院における患者給食、）にかぎります。

- | |
|----------------------------|
| オプション① 100万円 → 引上げ後 500万円 |
| オプション② 100万円 → 引上げ後1,000万円 |

売上高	パターン別料率	保険料
万円	保険期間 (2年間) (3年間)	円
オプション保険料 $\boxed{\quad}$	$\times \left\{ \begin{array}{ll} ① & 3.08 \quad 4.60 \\ ② & 6.93 \quad 10.35 \end{array} \right\}$	= $\boxed{\quad}$
		(10円単位)

III

医療機関内医療機器保守点検

(1) 保険金額

補償種類	保険金額				
	A型	B型	C型	D型	
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間】

① | 年間売上高5億円以下の事業者

$$0.91 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 23.51 \\ \text{B} \ 31.42 \\ \text{C} \ 37.31 \\ \text{D} \ 43.33 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

② | 年間売上高5億円超～30億円以下の事業者

$$[0.27 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 32,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 23.51 \\ \text{B} \ 31.42 \\ \text{C} \ 37.31 \\ \text{D} \ 43.33 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

③ | 年間売上高30億円超の事業者

$$[0.14 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 71,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 23.51 \\ \text{B} \ 31.42 \\ \text{C} \ 37.31 \\ \text{D} \ 43.33 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

IV

院外滅菌消毒

(1) 保険金額

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故や作業の対象物自体に対する事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物に対する事故→受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間・3年間】

① | 年間売上高5億円以下

$$0.91 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \hline A & 30.22 \quad 45.33 \\ B & 39.29 \quad 58.95 \\ C & 46.02 \quad 69.03 \\ D & 52.93 \quad 79.39 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

② | 年間売上高5億円超～30億円以下

$$[0.27 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 32,000] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \hline A & 30.22 \quad 45.33 \\ B & 39.29 \quad 58.95 \\ C & 46.02 \quad 69.03 \\ D & 52.93 \quad 79.39 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

③ | 年間売上高30億円超

$$[0.14 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} + 71,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \text{A 30.22 45.33} \\ \text{B 39.29 58.95} \\ \text{C 46.02 69.03} \\ \text{D 52.93 79.39} \end{array} \right\} = \boxed{\quad} \text{ 円 } \\ \text{(10円単位)}$$

○ オプション ○

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となります。オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

オプション保険料については、P.12下段「オプション」の項目をご参照ください（オプションの補償内容および保険料率は各業務種類で共通です。）。

V

院内滅菌消毒

(1) 保険金額

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故や作業の対象物自体に対する事故➡請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故➡生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物に対する事故➡受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間・3年間】

① | 年間売上高5億円以下

$$0.91 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \text{A 38.90 58.35} \\ \text{B 50.88 76.32} \\ \text{C 59.80 89.70} \\ \text{D 68.93 103.39} \end{array} \right\} = \boxed{\quad} \text{ 円 } \\ \text{(10円単位)}$$

(2) | 年間売上高5億円超～30億円以下

$$[0.27 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} + 32,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \hline \text{A} & 38.90 & 58.35 \\ \text{B} & 50.88 & 76.32 \\ \text{C} & 59.80 & 89.70 \\ \text{D} & 68.93 & 103.39 \end{array} \right\} = \boxed{\quad} \text{円} \quad (10\text{円単位})$$

(3) | 年間売上高30億円超

$$[0.14 \times \frac{\boxed{\quad}}{1\text{万円}} + 71,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \hline \text{A} & 38.90 & 58.35 \\ \text{B} & 50.88 & 76.32 \\ \text{C} & 59.80 & 89.70 \\ \text{D} & 68.93 & 103.39 \end{array} \right\} = \boxed{\quad} \text{円} \quad (10\text{円単位})$$

オプション

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となります。オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

オプション保険料については、P.12下段「オプション」の項目をご参考ください（オプションの補償内容および保険料率は各業務種類で共通です。）。

VI

寝具類洗濯

(1) 保険金額

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間・3年間】

① | 年間売上高10億円以下の施設

$$0.73 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \text{A} & 1.739 \quad 2.610 \\ \text{B} & 2.325 \quad 3.489 \\ \text{C} & 2.760 \quad 4.140 \\ \text{D} & 3.206 \quad 4.810 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

② | 年間売上高10億円超～50億円以下の施設

$$\left[0.20 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 53,000 \right] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \text{A} & 1.739 \quad 2.610 \\ \text{B} & 2.325 \quad 3.489 \\ \text{C} & 2.760 \quad 4.140 \\ \text{D} & 3.206 \quad 4.810 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

(3) 年間売上高50億円超～200億円以下の施設

$$\text{万円} \quad \text{パターン別料率} \quad \text{保険料}$$

$$[0.11 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 98,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \text{A} \quad 1.739 \quad 2.610 \\ \text{B} \quad 2.325 \quad 3.489 \\ \text{C} \quad 2.760 \quad 4.140 \\ \text{D} \quad 3.206 \quad 4.810 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

(4) 年間売上高200億円超の施設

$$\text{万円} \quad \text{パターン別料率} \quad \text{保険料}$$

$$[0.055 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 208,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{保険期間 (2年間) (3年間)} \\ \text{A} \quad 1.739 \quad 2.610 \\ \text{B} \quad 2.325 \quad 3.489 \\ \text{C} \quad 2.760 \quad 4.140 \\ \text{D} \quad 3.206 \quad 4.810 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

VII 病院における患者給食

(1) 保険金額

補償種類	保険金額				
	A型	B型	C型	D型	
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故や作業の対象物自体に対する事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物に対する事故→受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間・3年間】

① | 年間売上高10億円以下の施設

$$0.73 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \hline \text{A} & 13.23 \quad 19.86 \\ \text{B} & 13.27 \quad 19.92 \\ \text{C} & 15.76 \quad 23.64 \\ \text{D} & 16.94 \quad 25.42 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

② | 年間売上高10億円超~50億円以下の施設

$$[0.20 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 53,000] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \hline \text{A} & 13.23 \quad 19.86 \\ \text{B} & 13.27 \quad 19.92 \\ \text{C} & 15.76 \quad 23.64 \\ \text{D} & 16.94 \quad 25.42 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

③ | 年間売上高50億円超~200億円以下の施設

$$[0.11 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 98,000] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \hline \text{A} & 13.23 \quad 19.86 \\ \text{B} & 13.27 \quad 19.92 \\ \text{C} & 15.76 \quad 23.64 \\ \text{D} & 16.94 \quad 25.42 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

④ | 年間売上高200億円超の施設

$$[0.055 \times \frac{\boxed{}}{\text{1万円}} + 208,000] \times \left\{ \begin{array}{ll} \text{パターン別料率} & \\ \text{保険期間 (2年間) (3年間)} & \\ \hline \text{A} & 13.23 \quad 19.86 \\ \text{B} & 13.27 \quad 19.92 \\ \text{C} & 15.76 \quad 23.64 \\ \text{D} & 16.94 \quad 25.42 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

オプション

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となります。オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

オプション保険料については、P.12下段「オプション」の項目をご参照ください（オプションの補償内容および保険料率は各業務種類で共通です。）。

VIII 医療用ガス供給設備保守点検

(1) 保険金額

補償種類	保険金額				
	A型	B型	C型	D型	
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故➡請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故➡生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間】

① 年間売上高2億円以下の事業者

$$\frac{\text{年間売上高 } \boxed{} \text{ 万円}}{1\text{万円}} \times \begin{cases} \text{A} & 85.53 \\ \text{B} & 114.32 \\ \text{C} & 135.73 \\ \text{D} & 157.62 \end{cases} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

② 年間売上高2億円超～5億円以下の事業者

$$\left[0.7 \times \frac{\text{年間売上高 } \boxed{} \text{ 万円}}{1\text{万円}} + 6,000 \right] \times \begin{cases} \text{A} & 85.53 \\ \text{B} & 114.32 \\ \text{C} & 135.73 \\ \text{D} & 157.62 \end{cases} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$

③ 年間売上高5億円超の事業者

$$\left[0.54 \times \frac{\text{年間売上高 } \boxed{} \text{ 万円}}{1\text{万円}} + 14,000 \right] \times \begin{cases} \text{A} & 85.53 \\ \text{B} & 114.32 \\ \text{C} & 135.73 \\ \text{D} & 157.62 \end{cases} = \boxed{} \text{ 円} \quad (10\text{円単位})$$



患者搬送

(1) 保険金額

補償種類	1事故(※)	保険金額			
		A型	B型	C型	D型
施設賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名／1事故・期間中	100万円／1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名／期間中	2万円(死亡の場合10万円)／1,000万円			

※自己負担額は1万円で設定しています。

○業務遂行中の事故➡施設賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料【2年間・3年間】

患者搬送用自動車の台数	パター別料率	保険料
台 []	× $\left\{ \begin{array}{ll} \text{保険期間} & (2\text{年間}) \quad (3\text{年間}) \\ \text{A} & 22,650 \quad 33,990 \\ \text{B} & 28,020 \quad 42,030 \\ \text{C} & 31,700 \quad 47,550 \\ \text{D} & 35,740 \quad 53,630 \end{array} \right\}$ = [] 円 (10円単位)	

9 | 加入手続き



この保険にご加入を希望される事業者の方は、『制度保険加入依頼書』に必要事項を記入のうえ、認定申請書に添付してご提出ください。(注1) (注2)

保険料は、認定になった時点で、認定料とともにご請求しますので、所定の口座に振込みをお願いします。

保険会社で「賠償責任保険加入者証」を作成のうえ、事業者に直送します。また、認定日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(注1) 『制度保険加入依頼書』に記載の内容に誤りがないか十分にご確認ください。

この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。

(注2) 次のような場合には、事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(1) 保険金額などのご契約内容を変更される場合

(2) この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約を締結される場合

告知義務（ご契約締結時における注意事項）

1 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

2 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項

①記名被保険者

（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）

②業務内容

③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項

④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項（生産物賠償責任保険の場合）

通知義務（ご契約締結後における注意点）

- 1 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店までご通知ください。
ただし、その事実がなくなった場合に、ご通知いただく必要はありません。
次のような場合には、あらかじめ（注）取扱代理店までご通知ください。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅延なく取扱代理店にご通知が必要となります。
- 2 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合
- 3 ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払がないまま事故が発生した場合、保険料をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- 4 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

10 | その他の注意点



- ・この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）ができません。
- ・この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- ・この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ・被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ・ご契約者（加入者）以外の被保険者（保険の対象となる方、補償を受けられる方など）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

第3章 保険金の請求手続き

1 事故連絡の方法

(1) 事故連絡について

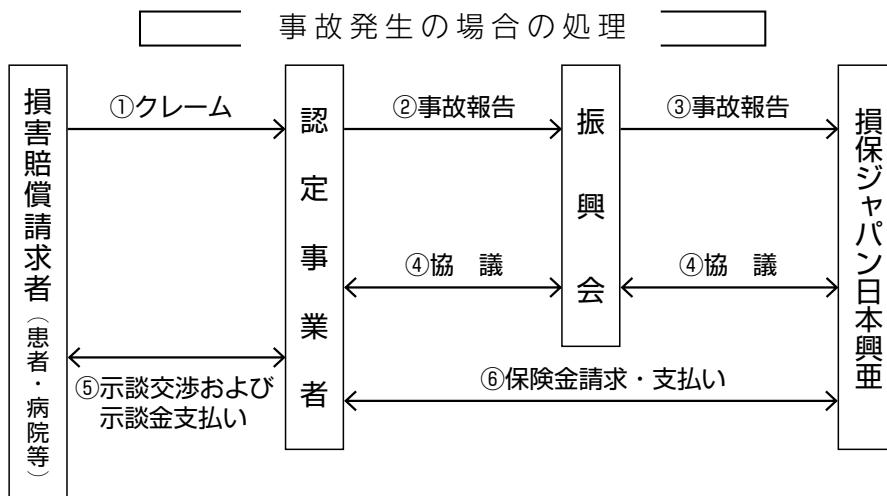
事故が発生した場合は、下記の要領ですみやかに連絡してください。特に賠償保険についての事故通知の遅延は、その後の問題解決が必要以上に長引く原因となります。なお、事故の内容等については振興会および保険会社は、守秘義務を守り細心の注意を払います。

(2) 事故連絡の方法

事故が発生した場合は、26ページの事故報告書に必要事項を記入し、認定事業者で控をとったうえ、振興会へFAXにて送付してください。振興会から保険会社に事故報告を行い、保険会社から認定事業者にご連絡のうえ、必要な用紙をお送りします。

2 損害の調査

必要に応じ損害の調査にご協力をいただく場合があります。また、示談交渉は必ず振興会並びに保険会社とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認なきまま、損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。



- ・①②③事故報告
患者や病院からの連絡等により事故が判明した場合、認定事業者は速やかに所定の事項を振興会に報告し振興会から保険会社へ事故報告を行います。
- ・④協議
必要に応じて、認定事業者、振興会および保険会社間で協議します。万一、訴訟になった場合、訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要とな
- ります。）をお支払いします。
- ・⑤示談交渉および示談支払い
示談成立後、認定事業者より患者や病院等に対して賠償金をお支払いします。
- ・⑥保険金請求および保険金支払い
所定の保険金請求書に必要書類を添付し、保険会社に保険金請求を行います。これにより保険会社は指定の口座へ保険金をお支払いします。

3 | 保険金請求必要書類



保険金請求に必要な書類は下表のとおりです。（事故報告書が到着次第、必要な用紙をお送りします。）

	賠償責任保険		備考
	財物賠償	身体賠償	
事故報告書	◎	◎	
保険金請求書	◎	◎	
保険金預金口座振込依頼書	◎	◎	
示談書	◎	◎	少額の場合は示談金額領収証でも可
診断書または死亡診断書 死体検案書	—	◎	
休業損害証明書	—	○	
治療費明細	—	○	
現場・物件写真	○	—	
修理見積	◎	—	
事故証明	○	○	
委任状	○	○	

- 1 ◎印は必ず提出を要する書類
○印は場合により必要な書類
- 2 事故の状況、規模により別途書類の提出を依頼することがあります。
- 3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

平成 年 月 日

賠償責任保険事故報告書

(一財) 医療関連サービス振興会 御中
(FAX 03-3238-1865)

被保険者（認定事業者）

住 所

会 社 名

業 務 種 類

認 定 番 号

事故担当者

電 話

事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
事故発生場所	
事故の状況（原因・態様・修理費見込等）	
事故処理	

損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 - ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
 - ・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

■約款集の取扱いについて

約款集は、振興会ホームページに掲載しております。（平成30年4月開示予定）。

ご不明な場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

<https://ikss.net/>

